

茨城県災害派遣精神医療チーム（茨城D P A T）設置運営要綱

（目的）

第1条 この要綱は、日本国内で自然災害や犯罪事件、航空機・列車事故等の集団災害（以下、「自然災害等」という。）が発生した場合に、被災地域等における専門的な精神科医療、精神保健医療体制の支援等を行う茨城県災害派遣精神医療チーム（以下、「茨城D P A T」という。）について、その設置、編成、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

（茨城D P A T派遣基準）

第2条 茨城D P A Tは、次の各号のいずれかの場合に派遣する。

- (1) 県内で自然災害等が発生し、茨城県知事（以下、「知事」という。）がその活動を要すると判断した場合
- (2) 県外で自然災害等が発生し、国または被災都道府県知事から派遣要請があつた場合
- (3) その他、知事がその活動を要すると判断した場合

（茨城D P A T調整本部の設置）

第3条 茨城D P A Tの派遣又は外部から災害派遣精神医療チームを受入れるにあたっては、障害福祉課内に茨城D P A T調整本部（以下「調整本部」という。）を設置する。

- 2 調整本部の統括者は知事が指名するものとする。
- 3 調整本部員は、障害福祉課及び精神保健福祉センターの職員並びに統括者が必要と認める者で構成する。

（調整本部の業務）

第4条 調整本部は以下の業務を行う。

- (1) 活動拠点本部の設置
- (2) 活動に必要な機材、物資等の調達
- (3) 情報収集及び関係機関との連絡調整

（派遣協定）

第5条 茨城D P A T派遣を行う意思があり、D P A Tの活動に必要な人員の構成ができる精神科医療機関及び精神科医療関係団体の長は、茨城D P A T登録申請書（様式1）により、知事に申し出ることができる。

- 2 知事は、前項の申し出により、茨城D P A Tとして適切と判断した場合には、登録を申し出た機関と協定を締結するものとする。

(班編成)

第6条 茨城D P A Tの派遣は班単位とする。

- 2 班の構成は、精神科医、看護師、業務調整員を含む4名（以下「隊員」という。）の構成を基本とする。
- 3 発災当日から72時間以内に活動可能な班を先遣隊としてDMH I S S（災害精神保健医療情報支援システム）に登録する。
- 4 班は、単一機関での編成を原則とするが、必要と認められる場合は、複数の機関による編成を行うことができる。
- 5 班のリーダーは原則精神科医とし、チームの活動を統括する。
- 6 知事は、必要に応じ、県職員、協力医療機関等の職員を茨城D P A Tに随行させることができるものとする。なお、協力医療機関等とは、茨城D P A Tの円滑な活動に協力の申し出があった病院または団体であり、協力要請の内容、費用負担等については、第12条に規定する組織により協議の上、別途知事が定める。

(茨城D P A Tの派遣)

第7条 知事は、第2条の規定により茨城D P A Tの派遣が必要であると判断した場合には、第5条の規定により協定を締結した相手方に対し、班及び隊員の派遣について要請を行う。

- 2 前項の要請を受けた者は、速やかに派遣の可否を判断し、その内容を知事に報告するものとする。
- 3 茨城D P A Tの派遣が決定次第、調整本部及び派遣される隊員は活動に向けた準備を行う。

(活動内容)

第8条 茨城D P A Tの活動内容は次の各号のとおりとする。

- (1) 被災地域の精神科医療機関の補完
 - (2) 避難所や仮設住宅等における精神科医療の提供
 - (3) 被災地域の保健所等が行う精神保健活動の支援
 - (4) 被災地域の支援者支援
 - (5) その他被災地域で必要とされる精神医療保健活動
- 2 1つの班の派遣期間は、1週間（移動日2日、活動日5日）を基本とし、各班の派遣日は調整本部で協議して決定する。
 - 3 茨城D P A Tは活動に必要となる医薬品、医療資器材及び活動機材、隊員の生活物品等を確保しながら、継続した活動を行うことを基本とする。
 - 4 県外へ派遣された茨城D P A Tは、派遣先の自治体の指示に優先して従い活動するものとする。

(後方支援)

第9条 知事は茨城D P A Tの医療資器材の消耗品、医薬品等の調達、移動手段及び生活手段等の確保について可能な限り支援及び調整に努めるものとする。

(費用負担)

第10条 登録機関の長は、知事との間で締結する「茨城県D P A T派遣協定書」に基づき、茨城D P A Tの派遣に要する費用を請求することができる。

(研修等)

第11条 知事は茨城D P A Tの技術向上等を図るため、研修、訓練等の定期的な実施に努める。

- 2 第5条の規定により知事と協定を締結した相手方は、隊員が国又は県等が開催する災害時の精神医療活動に関する研修を受講できるよう努める。
- 3 隊員は、技術向上を図る研修、訓練への参加に努める。

(協議組織)

第12条 知事は、茨城D P A Tの運営体制、活動の検証及び研修方法等について協議を行う組織を設置する。

(その他)

第13条 本要綱に規定のない事項については、前条に規定する組織で協議の上、別途定める。

附 則

この要綱は、平成28年 6月29日から施行する。

様式 1

平成 年 月 日

茨城県知事 殿

組織名

住 所 〒

代表者 印

下記により茨城県D P A Tの登録を申請します。

記

派 遣 組 織	名 称 :
	住 所 : 〒
連 絡 担 当 者	所 属 :
	職氏名 :
	電 話 :
	F A X :
	E-mail :
派遣可能チーム数	